

# Verbatim 1回記録用SSDを使った 電子帳簿保存法 電子取引情報の保存への取組み

本報告書は、Verbatim 1回記録用SSDを使った「電子帳簿保存法 電子取引情報を保存する」ための取組み方法について解説します。

## 1. 事務規定例

国税庁のHP 電子帳簿保存法 電子取引 サンプル帳票等 (<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>) を参考に、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成します。

**個人事業主向け** サンプル事務規定を例に変更点を説明します。

### (1) 訂正削除を行う場合

訂正削除防止型の1回記録用SSDを使用するので、「訂正削除の防止」の条項を変更します。

#### 【国税庁 サンプル】 (訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由 (正当な理由がある場合に限る。) によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

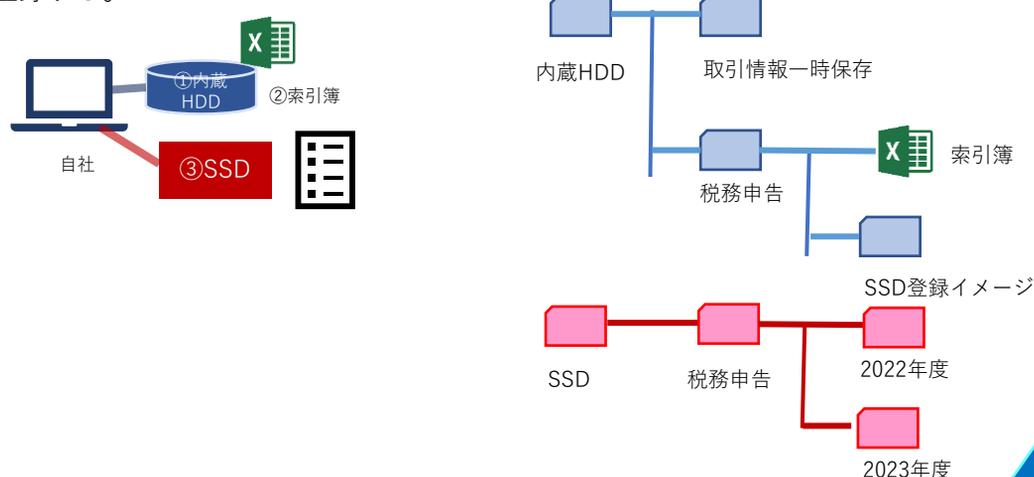
#### 【変更案】 (訂正削除の防止)

電子取引の取引情報を1回記録用SSDに記録し、10年間保存する。1回記録用SSDにより、記録した情報の訂正及び削除を防止する。

## 2. システム構成、フォルダ階層 例

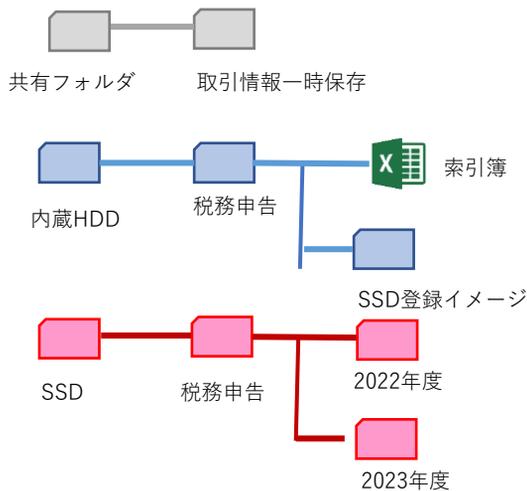
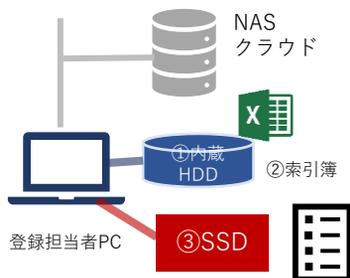
### (1) 一人で取引情報を収集する場合

- ・内蔵HDD内の取引情報一時保存フォルダと税務申告フォルダ、さらに、税務申告フォルダの中には、SSDへの登録イメージフォルダとSSDへの登録索引簿を置く。
- ・SSD内には、税務申告フォルダを設け、その下に、年度別フォルダを設け、そこに取引情報を登録する。



## (2) 複数人で取引情報を収集する場合

- ・NAS・クラウドなどの共有フォルダ下に取引情報一時保存フォルダ置き取引情報を収集します。
- ・登録担当者PCの内蔵HDDの中に、税務申告フォルダ、さらに、税務申告フォルダの中には、SSDへの登録イメージフォルダとSSDへの登録索引簿を置く。
- ・SSD内には、税務申告フォルダを設け、その下に、年度別フォルダを設け、そこに取引情報を登録する。



## 3. 索引簿の準備

1回記録用SSDに登録する取引情報については、登録順に連番を取り、以下の情報を合わせて記載した索引簿を作成する。索引簿は当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存します。

尚、売上高1000万円以下の場合には、①連番、②ファイル名、③訂正情報のみ必須。

売上高1000万円以下の判断については、国税庁の判断によります。

- ① 連番 (必須)、②取引日 (必須)、③取引先名 (必須)
- ④ 仕分け番号 (オプション：会計システムから入手できる場合)
- ⑤ 訂正情報 (推奨：SSDへの登録誤りの等の変更時使用)
- ⑥ 登録者 (複数人の場合は、推奨)
- ⑦ 登録日 (推奨：SSDへの登録処理のミス防止のため)

尚、取引先は、検索時に漏れが発生しないよう、会社名を選択式で設定する。

## 4. 索引簿入力サンプル

こちらが国税庁の索引簿の入力サンプルです。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
④				
⑤				
⑥				

これを当報告の形式にしたのが以下の表です。

連番	ファイル名	取引日	取引先	取引金額	訂正削除情報	SSD登録者	SSD登録日
A01	A01 20220131 霞商店	20220131	(株)霞商店	110000		山田太郎	20220205
A02	A02 20220210 国税工	20220210	国税工務店(株)	330000		山田太郎	20220220
A03	A03 20220228 国税工	20220228	国税工務店(株)	330000		山田太郎	20220305
A04	A04 20220228 国税工	20220228	国税工務店(株)	330000	A03	山田太郎	20220310
A05	A05						
A06	A06						

## 5. 登録ファイル名

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問12

([https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf)) によれば、ファイル名から検索する場合は、最低限、ファイル名には、取引日、取引先、取引金額が入っていれば良いとされている。

例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書 → ファイル名「20221031\_株国税商事\_110000」

さらに、判定期間に係る基準期間(通常は2年前です。)の売上高が1,000万円以下であり、ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記のファイル名からの検索の設定は不要です。

尚、本報告では索引簿利用方式を採用していますので、最低限、ファイル名には連番を入れることで済みます。そうは言っても、ファイル名に、(連番、取引日、取引先) までは、入れておけばミスが少なく、結果的に登録・確認工数が少なくなると考えます。

## 6. SSDへの登録ミスが判明した場合の手続き

原則、削除扱いは行わず、訂正扱いをします。SSDの情報は、削除・訂正できないので、新たな記録として連番を取り、SSDに記録します。訂正の場合は、索引簿の訂正削情報欄に「元の対象データの連番」を入力します。削除扱いでは、訂正削情報欄に「削除」と入力します。

## 7. 登録手順例

本製品は、削除・訂正ができない記録デバイスです。SSD登録イメージフォルダで、登録予定のファイルを十分確認しておく必要があります。そのために以下のような手順で行うことでミスもすくなくなると考えますので、参考にしてください。

①取引情報一時保存フォルダに取引情報を収集する。

取引情報一時保存フォルダ内の情報訂正については認めることで、誤登録を減らす。

②15日間隔程度で、SSDに未登録の情報について、索引簿を使って、ファイル名を連番+取引日+取引先(略称可)に、リネームする。

③取引一時フォルダのリネームしたファイルの一群をSSD登録イメージフォルダに移動する。

ファイル内容を確認しながら、取引日、取引先、取引金額を入力する。

取引先は、選択式とし、正式名称とする。選択式とすることで確実に検索できるようにする。

④訂正、削除がある場合には、索引簿の訂正・削除情報欄に記入する。

④確認が終わったファイル群をSSDの当年度分のフォルダ下にコピーする。

コピーにしておくことで、SSD登録イメージフォルダにもSSDのコピーを残すことができる。

⑤年度を閉めるときには、索引簿もSSDの登録フォルダにコピーする。